

高島高等学校心の教育基金運営委員会会則

本会は、高島高等学校生徒の教育活動の充実に寄与することを目的とし、とりわけ生徒の心の成長、探究心の向上等にかかる活動(ソフト事業)に対して助成する。国際化の進展の中、地域を大切に、未来に羽ばたく生徒の育成に役立つことが本旨である。

1条 本会は高島高等学校心の教育基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。

2条 この会則は高島高等学校創立90周年記念事業の一環として設置された「心の教育基金」(以下「基金」という。)の管理ならびに運用について定める。

3条 運営委員会の事務局は、藤陰会校内幹事がこれを担当する。

4条 運営委員会を構成する運営委員として下記の者をあて、8条に掲げる各事業の計画樹立ならびに事業の実施についての承認を行う。

- (1) 高島高等学校藤陰会 正副会長
- (2) 高島高等学校PTA 正副会長
- (3) 高島高等学校後援会 正副会長
- (4) 高島高等学校 校長、教頭、事務長

5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本会の会長は、藤陰会長を充てる。
- (2) 副会長は、PTA会長、後援会会長、藤陰会副会長を充てる。

6条 運営委員の任期は、それぞれの所属団体に於ける任期とする。

7条 基金は本校生徒の感性を高め、心を動かし、心の豊かさを育てるための体験的事業を年次計画で実施するために執行する。

8条 前項の目的達成のために基金は次の各事業の経費に充てる。

- (1) 教育講演等に関する事業
- (2) 教育図書等の購入
- (3) 教育環境の整備に関する事業
- (4) 生徒の探究活動への支援に関する事業
- (5) その他、心の教育にふさわしい事業

9条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

また、基金の管理・運用については、毎年藤陰会の会計監事による監査を受け、藤陰会理事会・評議員会において報告し、承認を受けるものとする。

10条 本会則の変更については藤陰会校内幹事会で協議し、運営委員会の承認を必要とする。

附則

- 1 本会則は、平成13年 2月14日より施行する。
平成13年 8月31日一部改正
平成23年 2月17日一部改正
令和 4年11月30日一部改正
令和 5年 9月11日一部改正